平成２８年（フ）第２７１号
愛媛県松山市みどりケ丘８番10号
債務者　米持　　稔
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　真久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０８号
福岡県久留米市原古賀町29番地24　アーサー六ツ門プレミアムタワー302号
債務者　益田香織里
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　勇介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１０２号
福島県郡山市安積町日出山１丁目29番地　一丁目コーポ201号
債務者　和知　一博
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門脇　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
福島県須賀川市森宿字狐石127番地14
債務者　矢吹　一郎
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武村　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
福島県須賀川市森宿字狐石127番地14
債務者　矢吹美哉子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武村　　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５９号
三重県伊勢市岡本２丁目17番21号
債務者　山下　静香
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
三重県伊勢市岡本２丁目17番21号
債務者　山口紀美子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
宮城県石巻市真野字馬場前77番地　仮設真野団地３－８号、住民票上の住所宮城県石巻市鹿妻南４丁目５番21号　ダイヤモンドハウスＡ棟
債務者　大澤　英寿（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原520番地運動公園住宅５－302号
債務者　伊藤いな子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２８年（フ）第３５９４号
大阪市生野区新今里４丁目11番14号　レジェンド光402
債務者　多田　　順
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２１号
大阪市西淀川区佃１丁目１番75―1206号
債務者　井谷恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６３号
大阪市住之江区南港中３丁目３番32―711号
債務者　殿内　忠邦
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６６号
大阪府東大阪市吉田２丁目４番40号ＰＡＬＭＩＺＩＯ花園Ⅳ305号
債務者　軒原　由紀
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４００６号
大阪府東大阪市衣摺３丁目６番15号サンハイツたかだ307号、申立時の住所大阪府東大阪市花園東町３丁目２番６号
債務者　今田　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６７号
北海道北見市美芳町７丁目２番９号　大成ハイツ12号
債務者　藤本サチ子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１２２０号
埼玉県川口市金山町５番３―503号　ラ・ルミエール、旧住所埼玉県川口市青木４丁目５番４号　ベルブリスマンション青木202号
債務者　高柳　　慧（旧姓金武）
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係